

監査法人名称に外国事務所の名称又は略称を含む名称使用を希望される場合

※関連規定については会員マイページにログインし、各種サービス（会員・準会員限定）内の公認会計士協会法規集よりご確認ください。

外国事務所と倫理規則に定めるネットワーク・ファームの関係にある監査法人が、当該外国事務所の承諾を得て、その名称の一部に、当該外国事務所の名称又は略称を使用したい場合には（監査法人の名称に関する細則（以下「細則」といいます）第3条第3項第4号）、以下の書類をご提出いただいた上で、監査法人名称使用についての審査を登録審査会で行います。

【提出書類について】

①監査法人の名称について(照会)

3 ページに掲載されている別記様式をご利用ください。

外国事務所と設立（名称変更）する監査法人が倫理規則に定めるネットワークファームであることを必ず確認した上で、名称使用審査を希望するようにしてください。

なお、倫理規則に定める「ネットワーク」、「ネットワーク・ファーム」とは以下のとおりです。

<ネットワーク>

会計事務所等よりも大きな組織体であって、次の(1)と(2)の条件の両方を備えた組織体

(1) 当該組織体が、所属する事業体の相互の協力を目的としていること。

(2) 次のいずれかを備えていること。

- ① 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。
- ② 共通の組織により、所有、支配及び経営されていること。
- ③ 品質管理の方針及び手続を共有していること。
- ④ 事業戦略を共有していること。
- ⑤ ブランド名を共有していること。
- ⑥ 事業上のリソースの重要な部分を共有していること。

<ネットワーク・ファーム>

ネットワークに所属する会計事務所等又は事業体

②名称使用の承諾書

細則第6条第5項に定める、外国事務所が監査法人に外国事務所の名称（又は略称）使用を承諾していることが分かる承諾書

※相手方のサイン又は押印の入ったものをご用意ください。

③外国事務所が公的機関・団体に所属していることが分かる資料

外国事務所が IFAC(Forum of Firms)等の公的機関や団体に所属していることが分かる資料、ウェブサイト等

④外国事務所の団体概要が分かる資料

外国事務所の団体概要が分かるパンフレット、ウェブサイト等

①から④の資料を会員登録グループ宛てに郵送又は窓口へのお持ち込みにてご提出ください。

※登録審査会は月1回開催されます。毎月資料の提出締切日と登録審査会日を設定しております。日程についてのご質問があれば以下会員登録グループ宛てにお願いいたします。

<お問い合わせ・書類提出先>

〒102-8264

東京都千代田区九段南 4-4-1 日本公認会計士協会 会員登録グループ

E-mail : kaiin@jicpa.or.jp

TEL : 03-3515-1122 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)

別記様式

年 月 日

日本公認会計士協会 御中

申請人氏名 (印)
登録番号 第 号
連絡先
電話番号

監査法人の名称について(照会)

私達は、監査法人の設立（名称変更）を準備中ですが、下記の名称が会則、監査法人の名称に関する細則等に抵触するか否かについてお伺いいたします。

記

第1希望

第2希望

上記名称を使用する理由

(注)：監査法人の名称には読み仮名を記入してください。

以 上

- 設立（名称変更）する監査法人は、その社員の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者となるようにする予定です（公認会計士法施行規則第25条第5号）。
- 設立（名称変更）する監査法人は、名称（又は略称）を使用する外国事務所と倫理規則に定めるネットワークファームであることに間違いありません。

※上記2点についてご確認いただき、問題がなければチェックマークを入れてください。